

ＴＯＫＹＯサステナブルツーリズム事業業務委託にかかるプロポーザル実施要領

1 目的

ＴＯＫＹＯサステナブルツーリズム連絡協議会では、西多摩地域において環境配慮型のプログラムを開発し、自走可能な仕組みを作ることで、持続可能な観光地づくりを推進することを目的とする。事業を実施するにあたり、専門的な知識が必要とされることからプロポーザル方式による業者選定を行うものである。

2 業務内容

別紙、ＴＯＫＹＯサステナブルツーリズム事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

※原則、令和１２年３月３１日まで、発注者からの申し出により毎年度契約を更新するものとする。ただし、発注者の申し出がなければその限りではない。

4 提案上限額（５年間）

２４，０００，０００円（消費税および地方消費税額を含む。）

5 選考方法

選考委員による提案内容の書類審査、提案者によるプレゼンテーションおよび選考委員との質疑応答を内容とするヒアリングを行い、総合評価により契約候補者を決定する。

6 提出書類

(1) 企画提案書５部

各社独自のもので、仕様書を踏まえ、Ａ４判２０ページまでにまとめて作成すること。

なお、作成に当たっては、次の項目を記載すること。

ア コンセプトおよびビジョンの策定

イ 地元事業者および市民へのＬＮＴ（リープノートレイス）の普及促進

ウ 企業向け研修ツアーの実施

- エ 地元事業者認定制度の策定および推進
- オ 自走プラットフォームの設立
- カ 広報プロモーション
- キ 業務実施にかかるスケジュールおよび実施体制
- ク その他本業務に有効な業務

(2) 業務実績調書 5 部

過去 5 年間に実施した、他市区町村での観光事業等、類似業務の実績を任意の様式で作成すること。

(3) 見積書および見積内訳書 2 部

7 質問等

(1) 質問方法

質問がある場合には、所定の様式により質問書を電子メールにて T O K Y O サステナブルツーリズム事業連絡協議会（青梅市地域経済部シティプロモーション課）宛てに提出すること。

なお、メール送信後、送信した旨を連絡すること。

電子メールアドレス div2070@city.ome.lg.jp

電話番号 0 4 2 8 - 2 2 - 1 1 1 1 （内線 2 3 0 8）

(2) 質問期限

令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 5 時まで

(3) 回答方法

質問の有無にかかわらず全社（辞退した者を除く。）に対し、

令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時までに電子メールで回答する。

8 提出期限等

(1) 提出期限 令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出場所 T O K Y O サステナブルツーリズム連絡協議会（青梅市
地位経済部シティプロモーション課 青梅市役所 3 階）

(3) 提出方法 直接持参または郵送（必着）

9 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーション 令和 7 年 7 月 4 日（金）

提出した提案書にもとづきプレゼンテーションを行うこととする。時間は 1 社当たり約 2 0 分（説明 1 5 分、質疑 5 分）とし、時程については後日、示すこととする。

なお、説明者は２名以内とし、本業務の担当者により説明すること。

また、機器を使用する場合は、各社で用意すること（ただし、スクリーンは青梅市で用意する）。

10 審査結果

審査結果については、令和７年７月上旬までに通知する（辞退した者を除く）。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- (3) 指定する提出期限後に提出したもの
- (4) 必要な提出書類が揃っていないもの
- (5) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの
- (6) 見積り上限額を超える金額で見積書を提出したもの
- (7) 見積書の金額を訂正したもの

12 その他

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) プロポーザルへの参加にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 審査結果についての異議申立ては認めない。
- (4) プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（書式自由）をもって企画提案書等の提出期限までに提出すること。
- (5) 問合せ

ＴＯＫＹＯサステナブルツーリズム連絡協議会（青梅市地域経済部
シティプロモーション課観光係）

東京都青梅市東青梅１丁目１１番地の１

電話０４２８－２２－１１１１（内線２３０８）

以 上